



第四次産業革命スキル習得講座（Reスキル講座）認定制度

～制度拡充等の概要～

2024年3月

経済産業省 商務情報政策局
情報技術利用促進課

1. 制度概要
2. IT分野における目標レベルの拡充
3. IT分野におけるDX推進分野への統合
4. 申請時の留意点

1. 制度概要
2. IT分野における目標レベルの拡充
3. IT分野におけるDX推進分野への統合
4. 申請時の留意点

1. 制度概要 (1) 概要・背景・目的

「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称「Reスキル講座」）とは

- IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度。
- 令和6年3月現在、140講座が認定の適用を受けている。
 - ※ 厚生労働省が定める一定の要件を満たし、厚生労働大臣の指定を受けた講座は「専門実践教育訓練給付」の対象となる。

創設の背景

- 急激な産業構造の転換に対応するため、IT・データ等の分野に重点化した「人材育成の抜本的強化」が鍵。
- 働きながら第四次産業革命を見据えた能力・スキルを獲得できる教育訓練の充実が必要。

目的

将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会で働く一人一人が、より高度な専門性を獲得するとともに、スキル転換を促進し、様々な専門性を活用して事業を創出等する能力・スキルを獲得することができると認められる専門的かつ実践的な教育訓練を経済産業大臣が認定、奨励することで、社会人のキャリア形成を図ることを目的とする。

1. 制度概要 (2) 経緯

創設等の経緯

H27.9～H28.5	「産業構造審議会・新産業構造部会」第4次産業革命による産業・雇用等への影響について検討
H28.12～H29.4	「第四次産業革命 人材育成推進会議」 具体的な施策の在り方等について検討
H29.4～6	第1～3回「『第四次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）』に関する検討会」 認定基準、認定の仕組みや考え方など、制度の運用方法に関して議論、IT利活用分野に自動車 MBD分野を設定
H29.6.15	検討会報告書まとめ
H29.7.31	制度創設（第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程(経済産業省告示) 制定）
H29.10	厚生労働省「専門実践教育訓練給付制度」における指定対象に追加（H29.10告示改正。H30.4適用）
H29.9～10	第1回認定申請受付
H29.12	第1回認定申請認定
H30.3	第4回「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する検討会 生産システム設計分野を追加
H30.4	第1回認定講座開講 以後、半年に1度の頻度で申請・認定を実施
R3.1	第5回「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する検討会 自動運転分野を追加
R5.10	デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進分野を追加

1. 制度概要 (3) 目標レベル・分野

対象分野

次回申請受付（R6.4月）から、IT分野においては、申請分野をデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進に関する知識及び技術に統合（「3.IT分野におけるDX推進分野への統合」にて詳細説明）

- ① IT分野
 - 新技術・システム：クラウド、IoT、AI、データサイエンス
（デザイン思考、アジャイル開発等の新たな開発手法との組み合わせを含む）
 - 高度技術：セキュリティ、ネットワーク
 - デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進に関する知識及び技術：
ビジネスアーキテクト、デザイナー、データサイエンティスト、ソフトウェアエンジニア、
サイバーセキュリティ ※令和5年10月より追加
 - ② IT利活用分野 — 自動車モデルベース開発、自動運転、生産システムデジタル設計
- 【留意いただきたいポイント】
- ①について、基礎・初級のITスキルは除く
 - 対象分野に関する知識・技術等（「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項 別表1のとおり）を含むことが必要

目標レベル

IT分野においては、次回申請受付（R6年4月）からレベル3へ拡充（「2.IT分野における目標レベルの拡充」にて詳細説明）

ITスキル標準（ITSS）レベル4相当を目指す（以下のいずれかのレベル）

- ① 当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、業務上の課題の発見と解決をリードするとともに、後進育成にも貢献できるレベル
- ② 当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、新規ビジネスやサービス等の創出が可能であるほか、後進育成にも貢献できるレベル

【留意いただきたいポイント】

- 専門的・実践的な能力を育成するという制度の趣旨に鑑み、教育訓練時間が短いもの(20時間以下)は対象外
- 【参考：専門実践教育訓練給付制度においては、教育訓練の時間が30時間以上かつ期間が2年以内のものが指定対象】

1. 制度概要 (4) 主要要件

講座の要件

- ✓ 対象とする職業の種類及び身に付けることができる能力を定め、公表していること
- ✓ 必要な実務に関する知識、技術及び技能を習得できる教育訓練であること
 - 【留意いただきたいポイント】
 - 座学だけではなく、実践的な内容（習得した知識・技術・技能を実際に試行・実践する機会を設ける 等）
➢ が必要
- ✓ 実習、実技、演習又は発表等の実践的な方法による授業が教育訓練の一定割合以上を占めていること
- ✓ 審査、試験等により教育訓練の成果を評価していること
- ✓ eラーニング等の社会人が受講しやすい工夫をしていること
- ✓ 教育訓練の評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること 等

実施機関の要件

- ✓ 継続的・安定的に遂行できること（講座の実績・財務状況等）
 - 【留意いただきたいポイント】
 - 原則として申請日の1年以内に、申請講座と同じ課程の教育訓練を実施し終了していることが必要
 - 実施主体が教育訓練事業を開始した日以降、申請の日までに1営業年度以上の事業実績を有することが必要
- ✓ 適切に実施するための組織及び設備等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

1. 制度概要 (5) 連携する制度等

厚生労働省の教育訓練支援制度等との連携

- Reスキル講座のうち厚生労働省が定める一定の基準を満たし、厚生労働大臣の指定を受けた講座について、労働者等が受講・修了した場合に、その費用の一部が「専門実践教育訓練給付金」として支給される。
- Reスキル講座を企業内の人材育成に用いる際に一定の要件を満たした場合、「人材開発支援助成金」の助成対象となる。

受講者のみなさま

専門実践教育訓練給付金の支給

- 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方が専門実践教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給。

給付の内容

- **受講費用の50%**（上限年間40万円）が6か月ごとに支給。
- さらに受講を修了した後、1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された又は引き続き雇用されている場合には、**受講費用の20%**（上限年間16万円）を**追加で支給**。

企業のみなさま

人材開発支援助成金の支給

- Reスキル講座を従業員に受講させた場合、令和4年度から5年間は、人への投資促進コースにおいて訓練経費や訓練期間中の賃金の一部について、通常よりも高い助成率・助成額で助成。

助成率／助成額

- 人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練）
経費助成：75%（60%）
賃金助成：960円（480円）／1人1時間あたり

※括弧内は、中小企業以外の助成率・助成額

1. 制度概要 (6) 申請方法・審査方法

申請方法

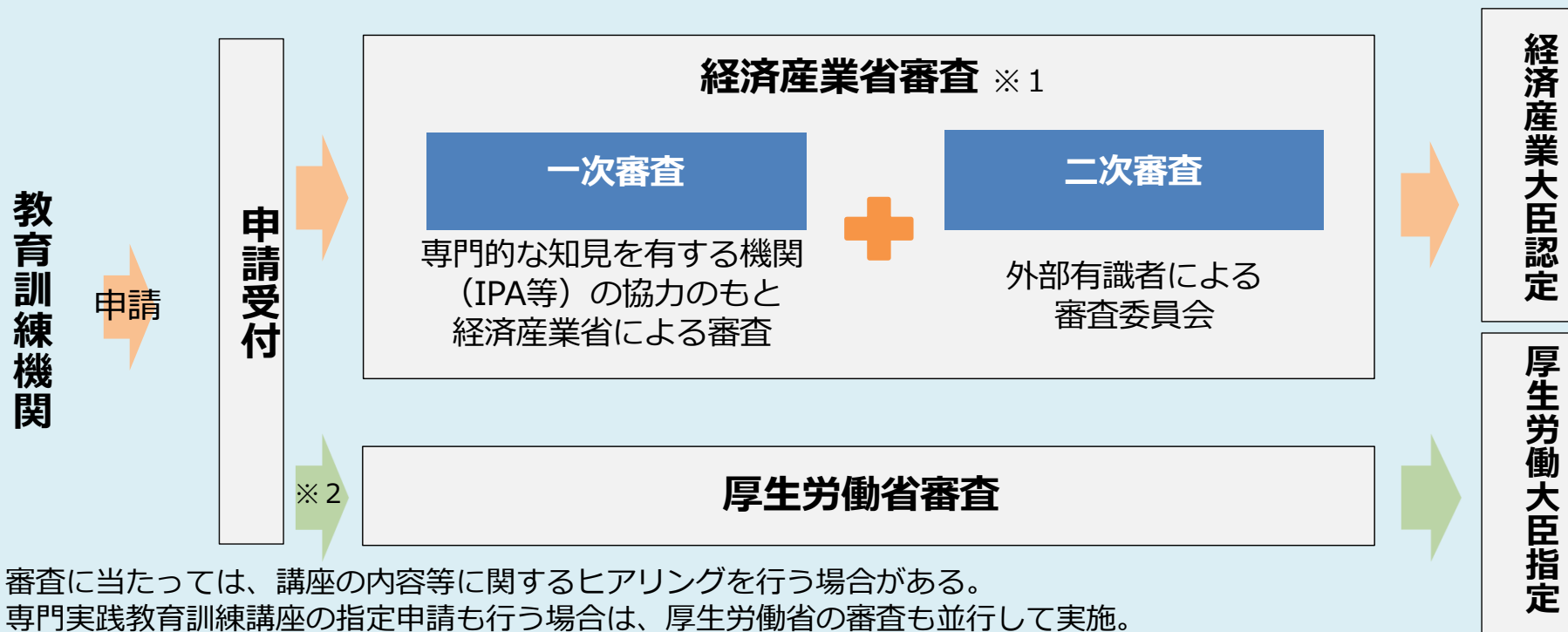
○以下の申請書類をメール・指定のファイルストレージで提出

- ✓ 申請書・様式第1号～第7号
- ✓ 提出物一覧・チェックリスト
- ✓ 教材
- ✓ 演習の具体的な実施手順等を示す資料等
- ✓ その他の添付書類

○申請書類の提出先：経済産業省

厚生労働省（専門実践教育訓練講座の指定申請も行う場合のみ）

審査方法



※1 審査に当たっては、講座の内容等に関するヒアリングを行う場合がある。

※2 専門実践教育訓練講座の指定申請も行う場合は、厚生労働省の審査も並行して実施。

1. 制度概要 (7) スケジュール・認定期間

申請スケジュール

認定申請は年2回（4月～5月上旬、10月～11月上旬）

○4月1日認定適用

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
経済産業省 第四次産業革命スキル 習得講座認定	申請受付	審査		認定可否通知			認定講座の開講
厚生労働省 専門実践教育訓練講座指定	申請受付	審査		指定可否通知			指定講座の開講

○10月1日認定適用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
経済産業省 第四次産業革命スキル 習得講座認定	申請受付	審査		認定可否通知			認定講座の開講
厚生労働省 専門実践教育訓練講座指定	申請受付	審査		指定可否通知			指定講座の開講

※ 各回の申請受付期間については、経済産業省ホームページ（専門実践教育訓練講座に関しては厚生労働省ホームページ）参照。

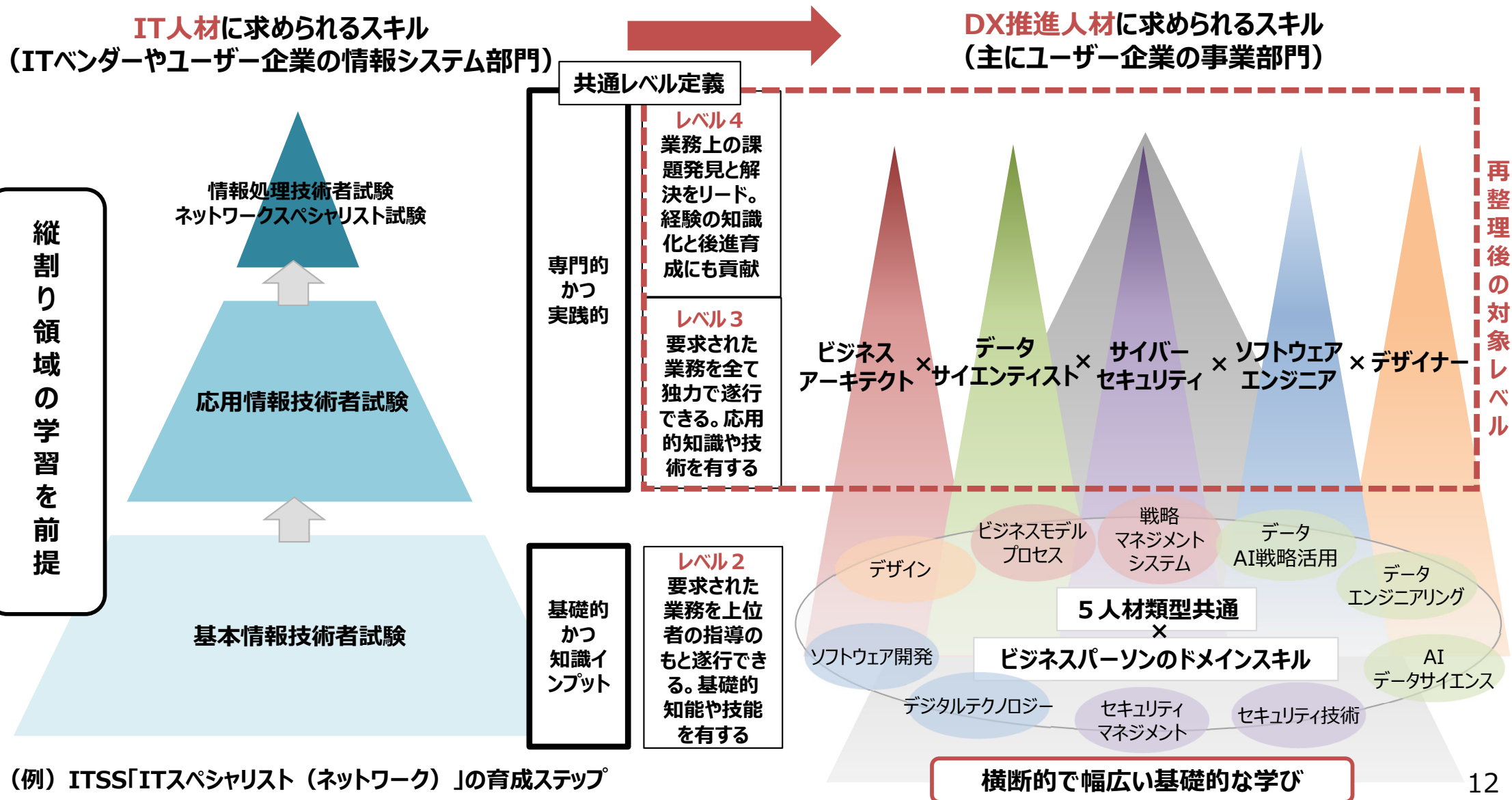
認定期間

認定の適用日（4月1日又は10月1日）から3年間

1. 制度概要
2. IT分野における目標レベルの拡充
3. IT分野におけるDX推進分野への統合
4. 申請時の留意点

2. IT分野における目標レベルの拡充

- 企業のデジタル化の担い手がIT人材からDX推進人材へと変化する中で、専門的・実践的な教育訓練講座を認定する同制度の対象講座レベルを、**レベル3に再整理**することとし、IT分野については、**次回の申請受付（第14回申請受付）**から再整理した形で募集を開始。



2. IT分野における目標レベルの拡充

レベル定義

レベル	レベル定義（スキル標準共通）
7	・社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル ・市場への影響力がある先進的なサービスやプロダクトの創出をリードした経験と実績を持つ世界で通用するプレーヤ
6	・社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル ・社内だけでなく市場から見ても、プロフェッショナルとして認められる経験と実績を持つ国内のハイエンドプレーヤ
5	・社内において、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル ・社内で認められるハイエンドプレーヤ
4	・一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル ・プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する
3	・要求された作業を全て独力で遂行するレベル ・専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する
2	・要求された作業について、上位者の指導の下、その一部を独力で遂行するレベル ・プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する
1	・要求された作業について、上位者の指導を受けて遂行するレベル ・プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する

2. IT分野における目標レベルの拡充

目標レベル

- 以下のとおり、目標レベルの記載を変更。

ITスキル標準（ITSS）レベル4相当を目指す教育訓練

- ①当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、業務上の課題の発見と解決をリードするとともに、後進育成にも貢献できるレベル
- ②当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、新規ビジネスやサービス等の創出が可能であるほか、後進育成にも貢献できるレベル



ITスキル標準（ITSS）レベル3以上の教育訓練

当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用し、専門を持つプロフェッショナルを目指して、要求された作業を全て独力で遂行するレベル

実践的な内容

- 実践的な知識、技術及び技能を習得するための内容について、レベル3拡充後は②の要件は求めない。

- ① 領域専門家やその他の有識者から実践的な手法やノウハウ等を学ぶ機会等を設けること
- ② 受講者同士のディスカッション等を通じて、課題等を自ら考える機会を設けること
- ③ 受講者が、習得した知識、技術及び技能の一部又は全部について、実際に試行・実践する機会を提供すること

2. IT分野における目標レベルの拡充

演習等の定義

- 「実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業」について、レベル3 拡充後は②③の要件は求めない。

- ① 疑似環境を用いた実習、実技、演習等を含む実践的なもの
- ② プレゼンテーション等の受講者側からの発表を含むもの
- ③ ディスカッション、グループワーク、ワークショップ等の手法を含むもの

提出物

- レベル3 拡充後は、「受講生の成果物」までは求めない形で整理。

- ① 提出物一覧・チェックリスト
- ② 申請書・様式第1-7号
- ③ 申請講座で使用する教材
- ④ 申請講座で実施する演習等の詳細を示す資料
 - ・演習の具体的な実施手順
 - ・受講生の成果物
- ⑤ その他の添付書類
 - ・申請講座のカリキュラムと教材の対応を説明する資料
 - ・直近2期の財務諸表
 - ・直近で実施した申請講座のアンケート結果等を示す資料
 - ・直近で開講した申請講座の開講実績を示す資料
 - ・(任意)その他講座の内容等に関するPR資料

- ① 提出物一覧・チェックリスト
- ② 申請書・様式第1-7号
- ③ 申請講座で使用する教材
- ④ 申請講座で実施する演習等の詳細を示す資料
 - ・演習の具体的な実施手順
- ⑤ その他の添付書類
 - ・申請講座のカリキュラムと教材の対応を説明する資料
 - ・直近2期の財務諸表
 - ・直近で実施した申請講座のアンケート結果等を示す資料
 - ・直近で開講した申請講座の開講実績を示す資料
 - ・(任意)その他講座の内容等に関するPR資料

1. 制度概要
2. IT分野における目標レベルの拡充
3. IT分野におけるDX推進分野への統合
4. 申請時の留意点

3.IT分野におけるDX推進分野への統合

- 企業のデジタル化の担い手が、IT人材からDX人材へ変化していること等を踏まえ、2022年12月にDX推進スキル標準を策定し、本制度においては、2023年10月から同標準に対応した「デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進に関する知識及び技術」の分野を追加したところ。
- 「新技術・システム」・「高度技術」については、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進に関する知識及び技術」の「データサイエンティスト」・「ソフトウェアエンジニア」・「サイバーセキュリティ」に包含されるため、次回申請受付（4月）より、IT分野における「新技術・システム」・「高度技術」については、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進に関する知識及び技術」に統合することとする。
- 「新技術・システム」・「高度技術」で申請をご検討の皆様は、「データサイエンティスト」・「ソフトウェアエンジニア」・「サイバーセキュリティ」分野での申請をお願いします。

申請分野

- ① IT分野
- 新技術・システム：クラウド、IoT、AI、データサイエンス
(デザイン思考、アジャイル開発等の新たな開発手法との組み合わせを含む)
 - 高度技術：セキュリティ、ネットワーク
 - デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進に関する知識及び技術：
ビジネスアーキテクト、デザイナー、データサイエンティスト、ソフトウェアエンジニア、サイバーセキュリティ
- ② IT利活用分野
- 自動車モデルベース開発、自動運転、生産システムデジタル設計

- ① IT分野
- デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進に関する知識及び技術：
ビジネスアーキテクト、デザイナー、データサイエンティスト、ソフトウェアエンジニア、サイバーセキュリティ
- ② IT利活用分野
- 自動車モデルベース開発、自動運転、生産システムデジタル設計

3.IT分野におけるDX推進分野への統合

既存領域の範囲外

DX推進スキル標準		ビジネスアーキテクト			デザイナー			データサイエンティスト			ソフトウェアエンジニア				サイバーセキュリティ	
		ビジネスアーキテクト (新規事業開発)	ビジネスアーキテクト (既存事業の高度化)	ビジネスアーキテクト (社内業務の高度化・ 効率化)	サービスデザイナー	UI/UXデザイナー	グラフィック デザイナー	データビジネス ストラテジスト	データサイエンス プロフェッショナル	データエンジニア	フロントエンド エンジニア	バックエンド エンジニア	クラウドエンジニア /SRE	コンピューティング エンジニア	サイバー セキュリティ マネージャー	サイバー セキュリティ エンジニア
(一) 新技術・システム	クラウド										●	●	●			
	IoT													●		
	AI							●	●	●						
	データサイエンス							●	●	●						
高度技術 (三)	セキュリティ														●	●
	ネットワーク											●	●			●

1. 制度概要
2. IT分野における目標レベルの拡充
3. IT分野におけるDX推進分野への統合
- 4. 申請時の留意点**

4. 申請時の留意点

提出方法

※詳細は、申請受付開始後（4月以降）に必ず経産省HPにて手続き方法をご確認ください

● 提出書類一覧

- ① 申請書・様式第1－7号
- ② 提出物一覧・チェックリスト
- ③ 申請講座で使用する教材
- ④ 演習の具体的な実施手順等を示す資料
- ⑤ その他の添付書類
 - ・ 申請講座のカリキュラムと教材の対応を説明する資料
 - ・ 直近2期の財務諸表
 - ・ 直近で実施した申請講座のアンケート結果等を示す資料
 - ・ 直近で開講した申請講座の開講実績を示す資料
 - ・ (任意)その他講座の内容等に関するPR資料

メールにて提出

提出後、事務局よりファイルストレージのアップロードURLを送付

事務局より送付のあったURLへ資料をアップロード

※CD/DVDや紙教材の郵送等による提出をご希望の場合は、事前に相談要

4. 申請実務の留意点

その他

- 厚生労働省「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の講座指定申請を併せて行う場合は、メールの宛先に厚生労働省のメールアドレスも必ず含めてください。
E-Mail（経済産業省）：bzl-reskill-shinsei-uketsuke@meti.go.jp
E-Mail（厚生労働省）：kyouikukunren@mhlw.go.jp
- 申請いただいた後、事務局より申請書の不備等について、申請書「様式第1号 第四次産業革命スキル習得講座認定制度への申請について（総括票）」の「1.申請者の概要」「⑨申請担当者所属・氏名」「e-mail」欄に記載のアドレスへ連絡する場合がありますので、確実に連絡が取れるアドレスをご記入ください。
- 不備等の解消にあたっては、事務局より締切日を設定し、各申請事業者様に修正をお願いしております。つきましては、資料の再提出等が必要となった場合は、審査の円滑な進行のため、事務局からの締め切りを厳守いただきますようお願いいたします。
- 申請書（Excel）については、事業者様の入力補助の観点から、一部を加工しております。作成にあたって、同時編集等の機能を活用した場合、まれに申請書ファイルが破損する可能性がありますので、ご注意ください。

ご視聴ありがとうございました。申請お待ちしております。

(問合せ先)

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課

担当：竹下・柴田

E-Mail : bzl-joshin@meti.go.jp